

Title	資産負債観の説明能力：製品保証引当金(5)
Sub Title	Significance of asset and liability view : allowance for product guarantee (5)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2012
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.55, No.4 (2012. 10) ,p.1- 27
JaLC DOI	
Abstract	最後に、製品保証引当金の議論と直接的には関係ない論点も含まれているが、松本 [1993] における収益費用観・資産負債観の意義にふれておこう。(1)において、その論点を整理するが、そこには、 ①フロー・フロー（取引）関係としての収益費用観・資産負債観の問題点、 ②利益観としての収益費用観・資産負債観の問題点、および③現行会計実践の合理的説明にかかわる収益費用観・資産負債観の意義に関する問題点の三者が、指摘できる。①については、[費用-負債] というシエーマに基づいた収益費用観・資産負債観を製品保証引当金に援用したために、損益計算に瑕疵が生じたことを(2)で再確認する。②については、利益観としての収益費用観・資産負債観が理論的に成立しないことを(3)(4)(5)で検討する。そして、③については、計算方式にかかわるフローとストックとの関係としての収益費用観・資産負債観が、現行会計実践を合理的に説明できることを(6)で明らかにする。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20121000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資産負債観の説明能力

—製品保証引当金（5）—

笠井昭次

<要約>

最後に、製品保証引当金の議論と直接的には関係ない論点も含まれているが、松本 [1993] における収益費用観・資産負債観の意義にふれておこう。(1)において、その論点を整理するが、そこには、①フロー・フロー（取引）関係としての収益費用観・資産負債観の問題点、②利益観としての収益費用観・資産負債観の問題点、および③現行会計実践の合理的説明にかかわる収益費用観・資産負債観の意義に関する問題点の三者が、指摘できる。①については、[費用—負債]というシェーマに基づいた収益費用観・資産負債観を製品保証引当金に援用したために、損益計算に瑕疵が生じたことを(2)で再確認する。②については、利益観としての収益費用観・資産負債観が理論的に成立しないことを(3)(4)(5)で検討する。そして、③については、計算方式にかかわるフローとストックとの関係としての収益費用観・資産負債観が、現行会計実践を合理的に説明できることを(6)で明らかにする。

<キーワード>

フロー・フロー（取引）関係としての収益費用観・資産負債観、利益観としての収益費用観・資産負債観、フローとストックとの関係としての収益費用観・資産負債観、発生責務説、発生可能責務説、棚卸資産・設備資産の時価評価、満期保有目的有価証券の時価評価、売買目的有価証券・満期保有目的有価証券の原価評価、交換的損益、時間的損益

Ⅶ 収益費用観・資産負債観の意義

(1) 論点の整理

Ⅵにおいて、[費用—負債]というシェーマに基づいた収益費用観・資産負債観（取引にかかわるフロー・フロー関係としての収益費用観・資産負債観）に準拠して製品保証引当金（さらには引当金一般）を整理しようとする立場について、筆者なりに検討してきたが、それも、一段落した。そこで、最後に、松本 [1993] における収益費用観・資産負債観の定義そのものの有意味性を組上に載せることにしたい。

松本 [1993] における収益費用観・資産負債観の定義については、筆者は、図表32にみられるように、①費用と負債との規定被規定関係、②負債の性格、そして③利益観というみっつのメルクマールが含まれていると考えているが、そのうち、①と②とは、共に「費用←負債」というシェーマに準拠しているので、密接に関連している。すなわち、「費用→負債」に依拠している（したがって、計算擬制項目を含む）収益費用観に対して、資産負債観は「費用←負債」と定式化できる（したがって、計算擬制項目を含まない）のである。これは、取引における借方フローと貸方フローとの関係を意味しているので、ここでは、フロー・フロー関係としての収益費用観・資産負債観あるいは取引関係としての収益費用観・資産負債観とよんだのである。それに対して、③は、利益額の内容にかかわっているので、利益観としての収益費用観・資産負債観と言ってよいであろう。松本 [1993] において明示的に語られている収益費用観・資産負債観の定義は、このふたつであるが、両者の関係は、けっして定かではない。したがって、本来的には、その関係が問われなければならないが、それは将来の課題として、ここでは、①・②と③とは、一応別個の見方とみなしておこう。

しかし、筆者の視点からは、①・②あるいは③といった見方によっては、収益費用観・資産負債観の実相に迫ることは、不可能のように思われるのである。そこで、ここでは、筆者が妥当と思われる第3の定義も、取り上げることにしたい。

その定義は、損益計算の形態にかかわっている。すなわち、収益費用観というのは、その名称から明らかなように、収益と費用との対応によって損益計算が遂行される。そのかぎりでは、二面的損益計算形態と言ってよいであろう。それに対して、資産負債観については、その損益計算の形態は、明示的には、何も語られていない。しかし、一方で、「利益の積極要素である『収益は、その期における資産の増加、負債の減少を通じて』、消極要素である『費用は、その期の資産の減少、負債の増加を通じて定義される』」（松本 [1993] 61ページ、傍点は笠井）と述べられているところからすれば、収益と費用とが存在するようなので、二面的損益計算形態が想定されているとも思われる。しかし、他方で、資産負債観では、「収益費用アプローチでは従属変数として扱われた資産負債が、このアプローチ（資産負債観のこと…笠井注）では独立変数として損益計算の内容を決定することになる」（松本 [1993] 61ページ、傍点は笠井）とも説明されているが、この表現からは、売買目的有価証券の時価変動差額を保有利得とする場合の仕訳「資産××、利得××」が、想起される。この場合の利得は、他方に費用といった概念など想定され得ない。つまり収益と費用という対になったふたつの概念など、存在し得ないのである。したがって、明らかに、商品等の二面的損益計算形態とは異なった利益算出の計算方式とみてよいであろう。これを、ここでは、一面的損益計算形態とよび、二面的損益計算形態とは峻別しておこう。

このように、松本 [1993] においては、資産負債観の計算方式については、二面的損益計算形態なのか一面的損益計算形態なのかについて、不明なのである。しかし、その二面的損益計算形態については、単に収益・費用という用語が用いられているにすぎず、収益と費用との関係を含むその実質的な意味内容は、何も語られていない。さらに、資産・負債が独立変数であるなら、そして、その資産・負債の増減が、損益計算を規定するかぎり、「資産の増加（あるいは負債の減

少) × ×, 利得 × ×] あるいは [損失 × ×, 資産の減少 (あるいは負債の増加) × ×] という仕訳を想定することのほうが、自然であろう。そこで、ここでは、松本 [1993] の真意は別として、資産負債観は、一面的損益計算形態であると仮定しておこう。

以上のように考えれば、収益費用観・資産負債観の意味内容については、二面的損益計算形態と一面的損益計算形態との相違という第3の定義も、想定してよいであろう。

ここでは、収益費用観・資産負債観の定義としては、以上の三者を検討することにしよう。

まず第1の定義に基づくフロー・フロー関係としての収益費用観・資産負債観の理論的問題は、VI (4) (ii) において、[費用—負債] というシェーマの理論的不成立として、既に述べたとおりであるが、ここでは、それをさらに具体化して、収益費用観および資産負債観のいずれにおいても、損益計算上の瑕疵が生ずる点を (2) で検討する。第2の定義に基づく利益観としての資産負債観および収益費用観そのものは、製品保証引当金の議論には関係ないが、ここで取り上げておこう。結論的には、説明理論としてみるかぎり、そうした体系が存在し得ないこと、および両利益観の分別のメルクマールに疑義があることというふたつの問題点があるので、その2点を、それぞれ (3) (4) および (5) において明らかにする。筆者が支持するのは第3の定義であるが、この二面的損益計算形態としての収益費用観と一面的損益計算形態としての資産負債観という分別が、現行会計実践の基底にあることを、(6) で考えることにしよう。

(2) フロー・フロー関係としての収益費用観・資産負債観の理論的問題

松本 [1993] における収益費用観・資産負債観の第1の定義は、[費用—負債] というシェーマに基づき、費用と負債との規定被規定関係をメルクマールとするものであった。すなわち、費用を独立変数として負債を規定するのが収益費用観、逆に負債を独立変数として費用を規定するのが資産負債観であった。しかし、こうした収益費用観・資産負債観の定義は、VI (4) (ii) で検討したように、その類別の基礎にある [費用—負債] というシェーマそれ自体が、理論的に成立しないという問題点を抱えていたのである。したがって、その問題点を認識するかぎり、収益費用観と資産負債観とに類別する根拠がないのである。

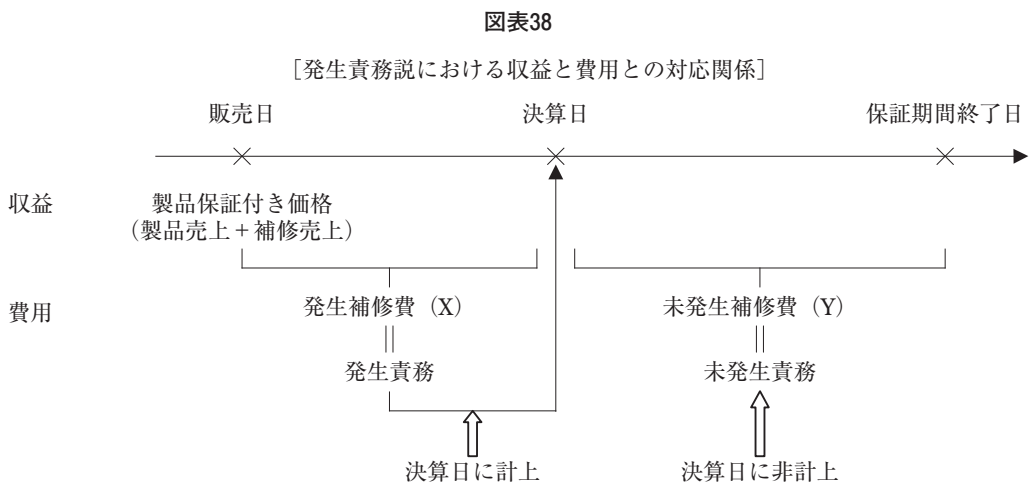
もしそうだとすれば、そうした理論的根拠のない分類枠組に基づいて理論展開したとすると、そこに、何らかの具体的な混乱が現実が生じたとしても、異とするには当たらないであろう。具体的には、[費用—負債] というシェーマに依拠した諸処理方法には、損益計算という計算目的を遂行できないという理論的欠陥が存在するのである。ここでは、そのことを、資産負債観に属するとされた(ロ)発生責務説、および収益費用観に属するとされた(イ)発生可能責務説(負債性引当金説)によって明らかにしよう。

(i) 発生責務説における補修費の過小計上

まず(ロ)発生責務説であるが、松本 [1993] によれば、「責務が発生した時点で負債を認識し費用を計上する場合には、決算日までに故障した製品に対する補修費を見積ることになる」(松本 [1993] 68ページ、傍点は笠井)という。製品保証付き販売において、その製品売上額を製品保証付き価格で測定するかぎり、それに対応する補修費(その製品売上額から控除されるべき補

修費)は、妥当な損益計算を企図するならば、決算日までに発生した故障製品に対する補修費ではなく、保証期間終了日までに発生する故障製品に対する補修費でなければならない。そうであれば、いま保証期間終了日がこの決算日より後であった場合には、この決算日において、補修費は、製品売上額に対して過小に計上されることになる。そして、その結果、保証期間終了日を含む会計期間には、収益額がないにもかかわらず、補修費だけが計上されることになってしまう。かくては、当該決算日を含む会計期間にしても、保証期間終了日を含む会計期間にしても、その損益計算は、理論的に破綻していると言わざるを得ない。

いま販売日から決算日までに発生した故障品を X、決算日から保証期間終了日までに発生する故障品を Y として、以上で述べたことを図示すれば、次のようになろう。



すなわち、(ロ) 発生責務説においては、販売日の売上額が、製品保証付き価格で測定されている。つまり、製品自体の売上額と補修売上額との合算額で計上されている。そうであれば、販売日から決算日までに発生した故障製品の補修費 (X) のみならず、決算日から保証期間終了日までのそれ (Y) も、費用として、販売日の売上額に対応させられなければならない理である。したがって、後者の Y が費用として計上されないとしたら、損益計算としては妥当性を欠くこと¹⁷⁾ にならざるを得ないのである。

VI (4) (ii) で明らかにしたように、損益計算の論理 (損益を産むのは企業の経済活動 (つまり計算対象) であるから、その意味では、計算対象の論理) からすれば、債務が発生しているかどうかということ、ある項目が期間費用の資格を具えているかどうか (ある費用が当期計上収益に対

17) それとも、Y は、決算日において発生したとみなされ、その推計額が、決算日における補修費に加算されるのであろうか。しかし、そうした考え方に依拠するならば、販売日において、X および Y が発生したとみなさなければならなくなってしまうであろう。したがって、発生可能責務説と同じ内容になってしまう。発生責務説に基づくかぎり、Y は、未発生補修費と考えざるを得ないのである。

応しているかどうか)ということとは、本来、無関係である。それなのに、(ロ)発生責務説は、資産負債観に基づき、つまり、負債が費用を規定する〔費用←負債〕というシェーマに基づき、その両者を結び付けてしまい、債務が発生していないと、費用が発生しない(ある費用項目が、当期計上収益に対応しない)と決めつけてしまったのである。そのために、損益計算としては、収益と費用とがアンバランスになる(製品保証付き価格で計上された売上額に対して、それに見合う費用の一部(図表38の未発生補修費Y)が欠落し、費用が過小になる)、という理論的欠陥を招いてしまったわけである。いずれにせよ、こうした発生責務説の論理(理論的欠陥)を招来したものが、資産負債観の〔費用←負債〕というシェーマであることは、明らかであろう。

(ii) 発生可能責務説における将来費用の計上

こうした費用と収益との対応を意識していたのは、むしろ、(イ)発生可能責務説(負債性引当金説)であろう。そこでは、計上された収益が製品保証付き価格(つまり、製品自体の売上額と補修売上額との合算額)であることに留意し、販売時点で、その当期収益と対応関係にあるすべての項目を当期の費用として計上しようとしたのである。しかし、製品それ自体の売上に対応する費用は、引渡した製品の製造原価だけであるから、それは既に発生した項目(発生費用)であるけれども、補修売上に対応する項目は、販売時点からすれば、将来発生する費用(将来費用)に他ならない。つまり、(イ)発生可能責務説(負債性引当金説)においては、販売日に、製品自体の売上と補修売上とが計上されるが、販売日からすれば未発生費用(将来費用)である、販売日から決算日までの補修費(X)、および、決算日から保証期間終了日までの補修費(Y)を、原因が発生した(あるいは収益との対応関係がある)からという理由をこじつけて、当期費用として計上し、当期計上収益に対応させたのである。

いずれにしても、それを可能にさせたのが、収益費用観という考え方であったと一般的にみなされたのであった。つまり、費用から立論する収益費用観によれば、一方、費用が独立変数であるから、極言すれば、どのような費用も当期の費用として計上することが可能であるし、他方、その結果として生ずる負債は、計算擬制項目であっても、一向に差し支えないからである。このように、〔費用→負債〕という収益費用観のシェーマが、(イ)発生可能責務説(負債性引当金説)の論理を支えている(さらには、発生可能責務説の理論的欠陥の原因になっている)わけである。それを図示すれば、図表39のようになろう。

図表38と図表39とをみれば、(イ)発生可能責務説(負債性引当金説)および(ロ)発生責務説の損益計算に理論的欠陥があることは、明らかであろう。すなわち、一方、図表38の(ロ)発生責務説においては、未発生補修費(Y)が計上されていないので、収益と費用とが適切に対応しておらず、そうした意味で、損益計算が崩壊している。他方、図表39の(イ)発生可能責務説(負債性引当金説)においては、収益と費用との対応関係は一応充たされてはいるが、将来費用を含んでしまっており、そうした意味で、やはり、損益計算が崩壊しているのである。そのように損益計算が崩壊してしまった原因は、収益に、補修売上額を含めてしまったことにあると言ってよいであろう。

産負債観について検討しよう。この点については、説明理論としてはそうした理論体系が存在し得ないこと、および収益費用観と資産負債観とを区別するメルクマールが曖昧なこと、というふたつの疑念があるが、後者は（５）で取り上げるとして、まず前者を俎上に載せることにしよう。

収益費用観および資産負債観が、利益観としての類別であるとすれば、ひとつの理論体系に併存している状況（as well as 関係にあること）は、考え難いであろう。すなわち、松本 [1993] において、利益観としての収益費用観および資産負債観は、次のように説明されている。

「ところで長い論争期間を経ながら引当金会計理論がいつまでも対峙し続けるのは、それぞれの引当金会計理論の根底に利益観を異にする別の期間損益計算体系が指定されているためであると考えられる。……（中略）……そしてその期間損益計算体系自体が相互に相入れないものであるならば、個別引当金額域における論争がいつまでも収束しないのはむしろ当然のことといえよう。」（松本 [1993] 58～59ページ、ただし傍点は笠井）

「費用あるいは収益の発生は資産負債の増減として記録され、逆に資産負債の増減のうち交換取引（資本取引を含む）以外のは収益費用の発生として記帳される。

ただしそれは同一の計算システム内における損益法と財産法の一致を意味しているにすぎず、システムが異なる場合、たとえばフローを主体とする期間損益計算体系とストックの変動を主体とする期間損益計算体系の間では、そこに算出される損益が一致するとは限らない。」（松本 [1993] 59ページ、ただし傍点は笠井）

このように、収益費用観に基づく損益計算体系と資産負債観に基づくそれとが、相互に相容れないものであり、その利益額にしても異なり得るとしたら、収益費用観の処理方法と資産負債観のそれとがひとつの理論体系において共存することは、あり得ないのではないだろうか。つまり、そのそれぞれが、ひとつの理論体系を構成していると考えなければならないのではないだろうか。そこで、ここでも、収益費用観のみに依拠する損益計算体系および資産負債観のみに依拠する損益計算体系の成立可能性を考えることにしよう。ただし、収益費用利益観と資産負債利益観との混在した、混合利益観なる体系の存在を主張する議論もあるようであるが、ここでは取り上げない。いずれにしても、この点は、いずれ本格的に検討する予定なので、ここでは、概略的に結論を遠望しておくにとどめたい。収益費用観のみに依拠する損益計算体系は（４）に譲るとして、ここでは、まず資産負債観のみに依拠する損益計算体系の成立可能性を取り上げ、その理論的問題点を考えることにしよう。

もっとも利益観としての資産負債観といっても、松本 [1993] において、その評価原則が、格別に論じられているわけではない。したがって、ここでは、一般に説かれているところに準拠して議論せざるを得ない。今日一般的には、売買目的有価証券が原価評価から時価評価されるようになった点に着目して、収益費用観から資産負債観に転換したとみなされているのではないだろうか。つまり、時価評価が、資産負債観の特有の評価原則とみなされているのではないだろうか。そのかぎりでは、全面時価会計が想定されているとも思われるのである。そして、そうした理解

は、「企業の経済的資源や義務の変動を反映する利益」の算出を目的とする、利益観としての資産負債観の概念に適合している可能性が高いと言ってよいであろう。松本〔1993〕の真意に適っているかどうかは分からないが、ここでは、そのような理解のもとに、資産負債観のみに依拠する損益計算体系の成立可能性を考えてみよう。

現行会計実践においては、言うまでもなく、資産の保有目的（資産の損益の産み方）に従って、資産の評価規約が規定されている。すなわち、一方、価値生産活動にかかわるいわゆる費用性資産については、製品等の棚卸資産および機械等の設備資産が、いずれも取得原価で評価されている。他方、資本貸与活動にかかわるいわゆる金融資産については、満期保有目的のそれは、増価（いわゆる償却原価）評価であるのに対して、売買目的有価証券（投機目的有価証券）は、時価で評価されることになっている。これらの評価規約を所与の前提とするならば、説明理論としては、資産負債観だけに依拠する損益計算体系（つまり全面時価会計）が理論的に成立する可能性はないことになる。しかし、実践も誤り得ることを勘案するならば、棚卸資産・設備資産の取得原価評価、および満期保有目的金融資産の増価評価が理論的に誤っている、という仮説も成立し得るであろう。そこで、そのような発想のもとに、棚卸資産・設備資産および満期保有目的金融資産の時価評価が、説明理論として理論的に成立し得るかどうかを検討してみよう。

（i）棚卸資産の時価評価の可能性

まず棚卸資産（に属する材料・製品等）を粗上に載せることにしよう。この棚卸資産の時価評価の可能性であるが、この点を検討するにあたっては、購入時価と売却時価とが相違している点に留意しなければならない。

そのことを念頭において、まず売却時価評価の可能性を考えてみよう。結論的には、①そこで算出される利益の確定性・確実性が喪失する点、および②原価計算が不可能になり、その結果として、誘導法による貸借対照表・損益計算書の作成が不可能になる点で、現行会計実践の説明理論としては、理論的に成立しないと筆者は考えている。まず①であるが、製品は、一般的には、それが生産される過程で付加価値が創出されると考えられているので、その生産のために要した犠牲額（支出額）すなわちいわゆる費用額を超過した成果額（収入額）すなわち収益額で売却される。つまり、費用を構成する製造原価（あるいは購入時価）と収益を構成する売却時価とは、一般に異なっている。そして、このうち、収益の側面に関しては、その数値は実際に売却するまでは、不確定であるし、それどころか、売れ残るといふことも現実であり得るわけであるから、実際に売却するまでは、収益の成立すら不確定である。そうであれば、製品を売却する以前に売却時価で評価することは、不確定・不確定な利益を計上することに他ならない。かくては、処分可能利益という確実性・確定性を具えた利益額の算出を計算目的としている現行会計実践の理念に悖っていると言わざるを得ない。

次に、②原価計算の不可能性、およびその結果としての誘導法による貸借対照表・損益計算書の作成不可能性であるが、現行会計は、企業の経済活動を逐一複式簿記機構によって把握し、その結果として、貸借対照表・損益計算書を誘導法的に作成している。そのことによって、一方、

会計が算出する処分可能利益の数値自体の信頼性が確保されるし、他方、さらに、監査も可能になり、その利益額に一層の信頼性が得られることになるのである。複式簿記機構により誘導法的に作成される貸借対照表・損益計算書のこうした信頼性の礎になっている複式簿記機構というのは、企業の経済活動を把握するものとしての諸勘定によって構成されている。そして、そうした諸勘定の連鎖によって、貸借対照表・損益計算書の誘導法的な作成が、可能になるのである。

そうであれば、そのように記録された勘定の数値には、特定の関係が予定されなければならない。例えば価値生産活動のように、費用と収益とによって損益計算が遂行される場合、その費用に関して言えば、[材料→材料費→製品→売上原価]といった勘定の連鎖が生じるのである。したがって、材料勘定、材料費勘定、製品勘定、および売上原価勘定は、最終的に、収益と適切に対応する費用額を算出するという役割を担っており、そのために、特定の犠牲値で統一的に測定されなければならない。ここに、[材料→材料費→製品]に関する原価計算が成立したのである。そこでは、材料勘定、材料費勘定、および製品勘定が、同一の取得原価数値で測定されていなければ、原価計算が理論的に不可能になり、その結果、貸借対照表・損益計算書を誘導法的に作成できなくなってしまうのである。したがって、材料および製品を売却時価で評価替えることは、原価計算を実質的に不可能にしたり、あるいは、期間費用（売上原価）の計上を不可能にしたりすることによって、現行会計における誘導法的な貸借対照表・損益計算書の作成、ひいては収益と費用とによる二面的損益計算を崩壊させてしまうのである。

以上のようなふたつの理由により、棚卸資産の売却時価評価は、現行会計実践の説明理論としては、理論的に成立し得ないと筆者は考えている

それでは、棚卸資産の購入時価評価はどうであろうか。この場合には、上記の①および②のような理論的問題は、回避されているが、しかし、現行会計実践に抵触する別の問題点が、伏在している。すなわち、現行会計は、現実に生じた企業の経済活動を描写することによって事後的な利益の算出をその計算目的としている。しかるに、購入時価で再評価することは、機会原価の考え方に他ならない。つまり、そこでの購入時価差額は、購入時と再評価時とを比較して、購入時に購入することによって、原価を節約できたのかどうか、という点についての指標になる数値なのである。換言すれば、購入時に購入したほうが良かったのか、それとも、再評価時に購入したほうが良かったのか、という点についての判断に資するのである。それは、過去における意思決定の是非の評価には有益であろうが、現になされた企業の経済活動を描写するものとしての会計（現在描写性という会計の特質）には、そぐわないのである。なぜなら、その是非は別にして、購入時に購入してしまったことは事実であり、その事実を変更することはできない。したがって、購入時に購入してしまったという事実に基づいて、会計上の損益計算が遂行されなければならないからである。

このような意味において、棚卸資産の購入時価評価も、現行会計の説明理論としては、理論的に成立しないと筆者は考えている。

(ii) 設備資産の時価評価の可能性

設備資産の時価評価についても、同じような結論が得られると筆者は考えている。すなわち、購入時価評価については、棚卸資産と同断であるし、売却時価評価についても、棚卸資産に関する①および②の問題点が妥当するのみならず、さらに、設備資産については、そもそも③売却時価で評価する、ということ自体に問題なしとしない。すなわち、設備資産の場合については、ゴーイング・コンサーンのもとでは、そのレーゾン・デートルは、販売にはなく、生産的に使用することにある。したがって、財の生産のために提供し得る用役の犠牲額での測定が、本質的に必要なのである。それにもかかわらず、売却時価で表示するとしたら、企業の破産等を想定するか、あるいは他業種への転換などを想定しなければならないが、現行会計においては、あくまで、現在の業種業態を前提にしたゴーイング・コンサーンのもとにおける処分可能利益の計算が、目的とされているのである。

そうした意味において、設備資産の時価評価もまた、現行会計の説明理論にはそぐっていないと筆者は考えている。

(iii) 満期保有目的金融資産の時価評価の可能性

最後に、満期保有目的金融資産の増価評価について考えてみよう。この満期保有目的金融資産の時価評価するということは、この金融資産を売買目的有価証券と同じカテゴリーとみなすということであろう。それは、現行会計における保有目的による資産評価という発想の否定を含意している。その場合には、保有目的に代わる新しい評価原則の全体像を体系的に導入しなければならない。それは、どのような考え方なのであろうか。それが明らかにされないままに、満期保有目的金融資産に時価評価を導入することは、あまりに独断的であらう。

逆に言って、損益が企業の経済活動によって産み出されるとしたら、現行会計実践における保有目的別の評価には、十分な合理性が認められるのである。すなわち、企業が、現実にも、この金融資産の保有によって定利の獲得を享受しようとすることは、あり得ることではないだろうか。少なくとも時価が増価以下である場合には、この満期保有目的金融資産を保有する企業は、売却せずに保有し続け、定利を獲得するという経済活動を選択するであろう（反対に、仮に時価が増価以上であっても、全体として安定的な利益獲得を企図するかぎり、定利獲得のために保有する、という経済活動には合理性が認められよう¹⁸⁾）。そうした経済活動を、時価評価は合理的に説明できないのである。その点、増価で評価し、その増価差額をもって損益（受取利息）とする現行の処理方法が、妥当性をもっていいと言ってしまうであろう。

以上のように考えれば、資産負債観は、それが全面的に時価評価する体系であるとするならば、現行会計の説明理論としては、成立し得ないと言わざるを得ない。

18) この満期保有目的金融資産については、時価>償却原価の場合には時価で、償却原価>時価の場合には償却原価で評価する、償却原価・時価比較高価法という処理方法があるが、理論的には成立し得ないと筆者は考えている。その点については、笠井 [2010] 第39章2を参照されたい。

(4) 利益観としての収益費用観の問題点

利益観としての収益費用観の評価についても、松本 [1993] においては、特に述べられていないので、ここでは、資産負債観との対比において、全面的に取得原価で評価される体系を想定しておこう。その場合には、言うまでもなく、現行会計実践における売買目的有価証券の時価評価および満期保有目的金融資産の増価評価が問題になる。これらの取得原価への変更は、いわゆる取得原価主義会計への逆戻りに他ならないが、そうした変更は、理論的に可能なのであろうか。伝統的な会計実践への、売買目的有価証券の時価評価および満期保有目的金融資産の増価評価の導入の理論的根拠が徹底的に議論されていたなら、こうした問題は、本来生起しないはずであるが、残念ながら、そうした議論がなされているとは言い難く、したがって、時価・増価評価導入の理論的な根拠にしても、未だ明らかにされているとは言えないと筆者は考えている。そのかぎり、時価・増価評価導入の撤回も、不可能ではないということになる。

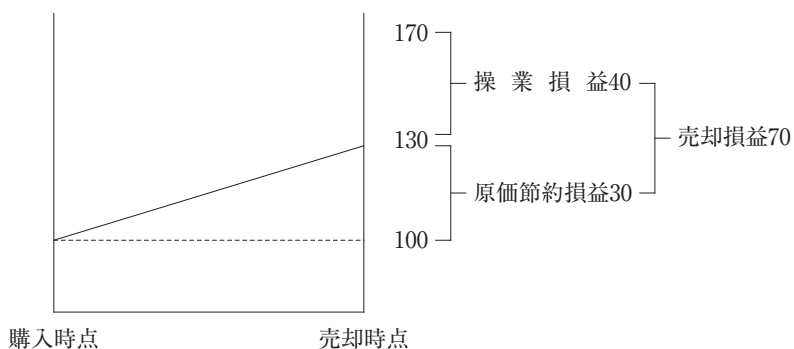
(i) 売買目的有価証券の取得原価評価の可能性

そこで、ここで改めて、まず売買目的有価証券の取得原価評価への復活の理論的可能性について考えておこう。売買目的有価証券が取得原価で評価されるということは、この資産に、取得原価主義会計論における原価＝実現原則を援用することに他ならない。したがって、原則論としては、実現時点まで取得原価に据え置き、実現時点で売却したさいに、売却損益を計上することになる。つまり、売買目的有価証券はいわゆる費用性資産とみなされ、売却にさいしての有価証券の引渡し（費用）と対価の獲得（収益）との交換により売却損益という損益が生ずると考えなければならないことになる。そこでは、売買目的有価証券にも、交換的損益としての売却損益が生ずることになるのであるから、そのことの妥当性が、理論的に論証されなければならないわけである。しかし、売買目的有価証券に生ずる損益の性質については、実は、時価評価の導入にさいしても、まったく議論されていないのである。つまり、理論的検討が不在なままに、一般的には、期末の評価替え時には保有損益が、売却時には売却損益が生ずるとみなされてしまったのである。そこで、ここでは、白紙に戻って、売買目的有価証券に、そもそも売却損益が生じ得るのか、という点を検討することとしたい。

まず売却損益が生ずると一般にも認められ、かつ私見では理論的にも妥当である商品を粗上に載せて、売却損益の本質を探ることにしたい。商品に交換損益としての売却損益が生ずる直接の原因は、商品に関しては、購入市場（価格）と販売市場（価格）とが分離している点に求められよう。こうした分離によって、購入市場で購入した財を、販売市場で販売することによって、交換的損益としての売却損益が生ずるのである。つまり、購入市場価格と販売市場価格とが異なっているので、今あくまで観念的に考えて、買いと売りとの時間差を無視すれば、販売市場における、購入市場で購入した商品の直ちの引渡し（費用）と対価（収益）の受取りとの交換により、売却損益が生じ得る。このように、観念的に時間的間隙を無視して、買って直ちに売る、という交換行為によっても、購入市場（価格）と販売市場（価格）とが分離しているいじょう、売却損益が生じ得るわけである。そのかぎり、時間的損益ではないということになる。売却損益というのは、本質的には、このように、時間的損益ではなく、交換的損益なのである。

もっとも現実には、経済行為は、すべて、時間的継起のなかで行なわれているのであるから、購入時と売却時には、タイムラグがある。そこで、エドワーズ=ベルのいわゆるカレント・コスト会計の考え方に基づいて、より現実に近い状態を想定してみよう。いま、購入時には購入時価が100、そして売却時には購入時価が130、売却時価が170であったとすれば、いわゆる売却損益は、次のように、操業損益と原価節約損益とに分別できよう（ここでは、便宜、直線で表示してある）。

図表40



会計上の売却損益70は、販売時点の売却時価170と購入時点の購入時価100との差額として算出される。しかし、そのうち、購入時点の購入時価100と販売時点の購入時価130との差額30は、商品の購入時価の値上がりを予測して、販売時点ではなく、購入時点で購入したことによる損益であるから、原価節約利得に他ならない。これは、購入のタイミングを早めたことに起因して生じた損益であるから、時間的損益と言ってもよいであろう。

それに対して、販売時点の購入時価130と販売時点の売却時価170との差額40は、操業利益とよばれているが、それは、諸財の組合せあるいは財の移転といった製造企業・販売企業自体の生産的努力によって産み出されたいわば付加価値に相当するとみなされているからであろう。そして、これは、言うまでもなく、売却時点における購入時価130の商品と売却時価170に相当する対価との交換による損益、つまり交換的損益に他ならない。

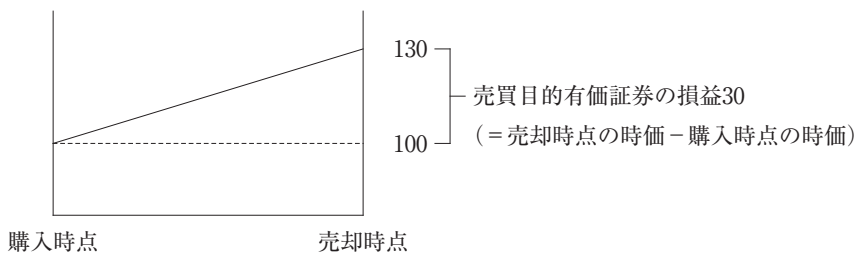
このように、現実の売却損益は、操業利益という交換的損益のみならず、購入時価の変動（などの環境要因の変化）に伴って生ずる、原価節約利得といった時間的損益をも含んでいる。しかし、製造企業は、基本的には、自らが産み出した付加価値の実現を企図して経済活動を営んでいるのであろうから、売却損益の核心は操業利益という交換的損益にあると言ってよいであろう。原価節約利得という時間的損益は、あくまで、操業利益という交換的損益の産出に付随する損益にすぎないのである。例えば材料は、保有することによって原価節約利得も獲得できるが、製造業においては、あくまで、生産的使用によって操業利益を獲得するために保有されているはずである。したがって、原価節約利得がなくとも、生産的に使用することはあり得るが、その逆に、

生産的使用を断念して（つまり、操業利益の獲得を断念して）、原価節約利得の獲得だけで満足することは、製造業にとってはあり得ないことであろう。つまり、原価節約利得という時間的損益は、あくまで、操業利益という交換的損益に付随して生ずる損益にしかすぎず、こと製造業に関しては、それ自体が目的とされる損益ではないのである。

以上のように考えれば、売却損益の本質は、交換的損益性にあり、当該企業自らが産出した付加価値に他ならないのである。したがって、問題は、売買目的有価証券の損益が、こうした性質を具えているかどうかである。結論的には、そうした性質は、具えていないと筆者は考えているが、以下、その点を検討しよう。

まず留意しなければならないのは、金融資産である売買目的有価証券には、購入市場（価格）と販売市場（価格）との分離がないことである。つまり、同一市場において、購入と販売とが、いわば同時に遂行されるのである。いま購入時点の時価が100、売却時点の時価が130であったとすると、その損益は、次図のようになる（ここでも、便宜、直線を用いた）。

図表41



売買目的有価証券の損益には、商品の操業損益に相当するものは、ない。損益のすべてが、時間の経過に伴って発生した時価の変動差額に他ならない。つまり、時間的損益しか、存在しないのである。

しかし、そのことは、売買目的有価証券の損益獲得の在り方に注目するならば（つまり、投資家の意思決定への役立ち説といった語用論の立場から解放されて、計算対象の利潤獲得の在り方という意味論的視点に着目するならば）、異とするには当たらない。売買目的有価証券の保有企業は、この有価証券を、人間労働力によって生産したのではない。つまり、売買目的有価証券については、当該企業は、自ら付加価値を産み出すといった経済行為は、一切行っていない¹⁹⁾。したがって、

19) もっとも、この企業も、いろいろ調査した結果、当該有価証券を購入したのであるから、この調査のための支出をもって、成果を産み出すための犠牲つまり費用とみなすことも、できないわけではないであろう。

しかし、こうした調査によって付加価値が創出されたのであろうか。逆に言えば、調査がなされなければ、時価高騰は、生じなかったのであろうか。そんなことは、ないはずである。そのことは、価値生産活動

購入市場（価格）と販売市場（価格）との分離も、存在しないのである。

売買目的有価証券の保有企業がなしたことと言えば、この有価証券を市場が将来どのように評価するのか、といった予測だけである。したがって、その損益の推移は、将来の市場の評価（時価）の予測のいかんにかかわっている。保有企業は、将来高騰すると予測したので、保有しているのであるが、しかし、それは、あくまで予測にしかすぎないのであるから、当然のことながら、値下がりするリスクを負担している。したがって、その懸念が生じた場合には、何時でも、売却したはずである。そして、売買目的有価証券の場合には、何時でも売却できる市場が、現存しているのである。この企業は、そうしたリスクに曝されながら、売却することも可能であったにもかかわらず売却せず、保有し続けたわけである。図表41に生じた損益30は、そのようにして獲得された、保有したこと¹の損益に他ならない。したがって、その損益の本質は、保有損益であって、売却損益などではない。そして、その保有損益というのは、そのように、リスクに耐えて保有したこと²の損益であるいじょう、時間的損益なのである。逆に言って、当該企業みずからの価値創出がないいじょう、その損益は、交換的損益たり得ないのである。

その点を仕訳で明らかにしよう。図表41の事例において、購入時点と販売時点との中間に決算日があり、その時の時価が110であったとしよう。その場合、一般的には、次表の（イ）のように仕訳される。

図表42

	（イ）一般的仕訳	（ロ）私見
購入時点	有価証券100, 現金100	有価証券100, 現金100
決算時点	有価証券 10, 有利得 10	有価証券 10, 有利得 10
販売時点	現金130, 有価証券110 売却益 20	有価証券 20, 有利得 20 現金130, 有価証券130

一般的には、期末時点では保有損益が、売却時点では売却損益が生ずるとみなされている。どうして有価証券に売却損益が生ずるのか、有価証券の保有損益とはいかなる損益なのか、売却損益と保有損益とはいかなる関係にあるのか、といった有価証券の損益に関する意味論的検討はまったく等閑に付されたままに、投資家³が有価証券の時価情報を必要としているといった語用論的な見地から、（イ）のような仕訳が正当化されているのである。そこでは、販売時点においては有価証券の売却によって利益が獲得されたいじょう、売却損益が生成したはずだ、といういわば常識に従っているにすぎない。そうした議論においては、そもそも、有価証券はどのような損益を産み出すのか、という問題意識がおよそ欠如しているのである。

3において、製品生産のために材料を購入したケースを考えれば明らかであろう。すなわち、その場合にも、製品生産のために、どのような材料を使用したらよいのか、調査したはずである。しかし、その調査自体が、製品にかかわる付加価値を創出することなど、あり得ない。製品の付加価値は、あくまで材料を生産過程に投入し製品を産出するプロセスにおいてのみ、創出されるのである。

そのように考えれば、有価証券にかかわる調査支出は、利益を創出したのではなく、いわば利益の存在の可能性を発見させたにすぎないのである。

しかし、上記のように、その点に思いを致せば、購入時点から期末時点まで保有したことによる保有損益が生ずるのなら、期末時点から売却時点まで保有したことによる保有損益が生じても、しかるべきであろう。売却時点でも、まずもって、そのように保有損益が認識されるならば、有価証券の評価額は売却時点の時価になっているのであるから、売却（現金との交換）にさいしては、必ず等価交換になり、売却損益は、生じないことになるのである。それを示したのが、(ロ)の仕訳に他ならない。この(ロ)によれば、売買目的有価証券の損益は、保有損益として統一的に説明される。売却損益は、ついに生じないのである。

以上のように、商品の原価評価と売買目的有価証券の時価評価との相違は、計算対象の利益獲得活動の本質的相違に由来している。逆に言えば、いくら投資家の意思決定などといったことを持ち出してみても、解決には至らないということである。つまり、「投資家の意思決定有用性の見地からすれば、商品の損益は、売却損益たるべきである」とか、「投資家の意思決定に役立つためには、売買目的有価証券の損益は、保有損益（あるいは売却損益）でなければならない」といった議論など、およそナンセンスであろう。

このように、損益の性質は、計算対象の意味論的検討によってのみ、決着が付くのである。すなわち、商品は、当該企業自らの犠牲の提供によって創出された付加価値に基づく交換的損益の獲得を企図しているので、その犠牲値の表現のために、取得原価で評価されなければならない。それに対して、売買目的有価証券は、時価の高騰に基づく時価変動差額の獲得を企図しているいじょう、時価で評価される必然性があるのである。したがって、そうした意味論的検討に基づくかぎり、売買目的有価証券を取得原価で評価することは、理論的にみて誤りであるということになる。もし利益観としての収益費用観が、売買目的有価証券についても原価評価でなければならないというのであれば、理論的には成立し得ないと言わざるを得ない。

(ii) 満期保有目的金融資産の取得原価評価の可能性

次に、満期保有目的金融資産の原価評価の理論的可能性についてふれておこう。満期保有目的金融資産については、『金融商品会計基準』においては、アキュムレーション法が原則とされており、しかも、そのうちのいわゆる利息法が一般に正則的な処理方法とされているようである（ただし、現在においても、利息法と定額法とが等価的に認められている、とみなす奇妙な考え方もあるようであるが、その批判的検討は、いずれ行なうとして、ここでは度外視しておく）。それに対して、今日の『企業会計原則』になお存続している（ただし、もちろん適用除外になっている）処理方法が、いわゆる取得原価主義会計論に基づく処理方法に他ならない。それによれば、債権の貸借対照表価額は、「債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額」（『企業会計原則』貸借対照表原則五のC）とされている（しかし、このうち債権金額による評価は、理論的に問題があるので、ここでは取り上げない²⁰⁾）。ただし、取得価額で評価した場合には、注解23により、「その差額

20) 企業会計原則によれば、本文でみたように、「債権価額又は取得価額」となっているが、債権価額による評価は、理論的にみて明らかに誤りである。その点については、笠井[2005]第10章2.1券面額法の理論的問題点を参照されたい。

(債権金額と取得価額との差額のこと…笠井注)に相当する金額を弁済期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる」(傍点は笠井)と規定されている。このように、いわゆるアキュムレーション法も採用できたのであるが、しかし、それは、採用しなければならないのではなく、あくまでも許容であるから、いわば例外規定といってよいであろう。しかも、その場合、一般的には、今日とは異なり、定額法のみが認められ、利息法の採用は、否定されていたようである。

このように、取得原価主義会計論においては、原則は取得原価であり、いわば例外的に、定額法によるアキュムレーション法が、認められていたようである。既に繰返し述べたように、松本[1993]は収益費用観の評価原則について格別に述べていないので、その真意に適っているかどうかは定かではないが、当面、利益観としての収益費用観においては、満期保有目的の金融資産の評価原則は、このようなものとみなしておこう。

しかし、こうした利益観としての収益費用観に基づく処理方法によって、はたして、満期保有目的金融資産を合理的に説明することができるのであろうか。ここでは、(イ)2年後に元利合計144(金利20%)で償還される約束の割引債を第I期期首に購入した事例(会計期間は1年)により、検討することにしたい。取得原価評価の原則的立場によれば次ページの図表43の(A)のように、また例外である定額法によれば(B-1)のように仕訳される。しかし、ここでは、これらの処理方法の妥当性を検討するために、利息法の仕訳(B-2)を加えるとともに、さらに、(ロ)第I期期首に100を2年間の約束で貸付け、各期末に20%の利息を現金で受取る事例を想定し、そうした貸付金に関し一般になされている仕訳(C-1)をも示すことにしよう。

この場合、取得原価評価に基づく(A)の仕訳では損益の計上に偏りが生じてしまい、受取利息を合理的に説明できないことは、明らかであろう。すなわち、割引債の購入とは、資金の貸付けに他ならないのであるから、その報酬としての受取利息は、そうした資金貸与の時間に比例して生じるはずである。そうであれば、第I期期末においても、第I期期首から第I期期末まで現実に資金を割引債発行企業に貸与し、資金を利用させたのであるから、それに相応する受取利息が発生しても、しかるべきであろう。しかるに、(A)の仕訳のように、第I期期末に受取利息を計上しないことは、割引債の購入によって資本貸与活動が行なわれている、という経済的事実に悖っていると言わざるを得ない。また、第II期期末に一括して計上された「受取利息」の数値44にしても、全体損益計算においてこそ、全体利益額としてある種の有意味性をもち得るにしても、期間損益計算においては、いかなる意味でも、第II期になされた資本貸与活動を表現し得るものではない。

つまり、(A)の仕訳では、資本貸与活動により受取利息が発生した、という経済活動は何ら表現されていないのである。したがって、(A)の受取利息勘定は、理論的に言えば、受取利息とは言えない。全体損益計算の観点からすれば、単に何らかの損益が生じた、というだけのことであり、期間計算における取得原価主義会計論の論理からは、その損益が受取利息だとは言えない。取得原価主義会計論の論理とはまったく別に、資本貸与には利息が随伴するものだ、という我々がもっている常識に従って、受取利息と推測しているにすぎない。受取利息勘定に「 」を付し

図表43

(A) 割引債：取得原価で評価した場合（原則）	
第Ⅰ期期首：	割引債100（* 1），現金100
第Ⅰ期期末：	_____
第Ⅱ期期末：	現金144，割引債100 「受取利息」44
(B - 1) 割引債：定額法（例外）	(B - 2) 割引債：利息法
第Ⅰ期期首：	割引債100，現金100
第Ⅰ期期末：	割引債22，「受取利息」22
第Ⅱ期期末：	割引債22，「受取利息」22
	現金144，割引債144
(C - 1) 貸付金：簡便法	(C - 2) 貸付金：正則法
第Ⅰ期期首：	貸付金100，現金100
第Ⅰ期期末：	現金20，受取利息20
第Ⅱ期期末：	現金20，受取利息20
	現金100，貸付金100
	第Ⅰ期期首：
	貸付金100，現金100
	第Ⅰ期期末：
	貸付金20，受取利息20
	現金20，貸付金20
	第Ⅱ期期末：
	貸付金20，受取利息20
	現金20，貸付金20
	現金100，貸付金100
(* 1) $100 = 144 / 1.2^2$	
(* 2) $20 = 144 / 1.2 - 144 / 1.2^2$	
(* 3) $24 = 144 / 1.2^0 - 144 / 1.2$	

た所以である。

そして、そのことは、取得原価主義会計論においては、損益の認識・測定原則としては、原価＝実現原則しか存在しないことからの論理必然的な帰結と言ってよいであろう。すなわち、原価＝実現原則というのは、そもそも、価値生産活動にかかわる費用性資産の損益の原則として定式化されたものである。したがって、もともと、費用性資産にしか適用できないはずなのである。そうであれば、本来、資本貸与活動に属する割引債には、妥当しないのである。しかし、取得原価主義会計論における損益の認識・測定原則が原価＝実現原則しかないいじょう、それを援用せざるを得ない。かくして、本来費用性資産のみに妥当する原価＝実現原則を適用してしまったのである。そうであれば、その損益にしても、費用性資産の損益に類したもの（現金収入との交換時に生じる売却損益に類したもの）にならざるを得ず、資本貸与活動に基づく受取利息を合理的に説明できないのも、きわめて当然のことなのである。

そのように考えれば、例外としてではあれ、定額法を導入せざるを得なかったのである。つまり、割引債に生じる損益が、商品の売却損益（交換に基づいた損益）に類したものではなく、あくまで、資金貸与の時間に比例した時間的損益としての受取利息であるかぎり、(A)では損益の計上に偏りがある（第Ⅰ期期末には損益が生じない）という不都合が生じてしまうので、(B - 1)を導入する理論的必然性があったのである。しかし、その場合に留意すべきことは、取得原価主義会計論が、割引債の性質を究明した結果として(B - 1)が導入されたのではない、という点

である。つまり、割引債およびその損益の本質を再検討した結論として、「割引債は、価値生産活動とは異なる利益獲得活動としての資本貸与活動に属しており、したがって、価値生産活動における交換的損益としての売却損益とはまったく異質の、資本貸与にかかわる時間的損益としての受取利息という損益を産み出す」という理解が生じたのではないということである。ただ、(A)では、利益が償還時に一挙に計上されてしまうので、利益の計上に偏りの生ずることが、問題視されたにすぎない。かくして、その利益の偏りを是正するために、(B-1)が導入されたのである。

そのように、アキュムレーション法の導入のそもそもの契機が、上記のように、単なる利益の偏りの是正、つまり利益の平準化にあったとするなら、その是正の方法は、定額法にならざるを得ないであろう。利息法というのは、それ自体としてはある種の偏りをもたらすものであるから、利益の偏りの是正という発想とはけっして調和するものではない。逆に言えば、割引債について、明確に資本貸与活動であることが認識され、未払利息にもまた利息が付くこと（つまり、複利計算の考え方）が理解されたときに初めて、ある種の偏りをもっている利息法の合理性が明らかになり、その導入が理論的に可能になるのである。

以上のように考えれば、アキュムレーション法が例外として認められたこと、かつ、一般的には定額法のみが認められていたということは、資本貸与活動の固有性特殊性が認識されてはならず、価値生産活動における交換的損益としての売却損益の延長線上において（原価＝実現原則による利益の偏りを是正するという位置づけにおいて）、割引債の評価原則が考えられていた、ということを実に物語っているのである。

そうであれば、この(B-1)の処理方法では、受取利息が合理的に説明できない、と推測されるのである。ここでは、その点を、①各期の利息額の有意味性、および②（第I期期首および各期末における）当該金融資産の評価額の有意味性2点から検討しておこう。

まず①であるが、(B-1)の定額法によれば、各期に等額の利得が計上されているが、これは、受取利息として有意な数値なのであろうか。この点を検討するために、(C-1)の貸付金と比較することにしよう。(B-1)と(C-1)とにおける各期首の元本と受取利息との関係を見れば、次のようになる。

図表44

(B-1) 割引債：定額法（例外）

第I期期首の割引債元本=100⇒I期期末の受取利息=22

第II期期首の割引債元本=122⇒II期期末の受取利息=22

(C-1) 貸付金：簡便法

第I期期首の貸付金元本=100⇒I期期末の受取利息=20

第II期期首の貸付金元本=100⇒II期期末の受取利息=20

(C-1)の貸付金の場合には、第I期期首の元本と第II期期首の元本とは同額である。したがって、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬とみるかぎり、その受取利息が同額になるのは、

理解できる。しかし、(B - 1) の割引債の場合には、第 I 期期首の元本 (100) と第 II 期期首の元本 (122) とは異なっているのに、どうして受取利息が同じ額になっているのであろうか。割引債の損益獲得の在り方の特質を直視するかぎり (つまり、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬であるという経済的特質を視野に入れるかぎり)、元本額が異なっているにもかかわらず (同一の期間について) 同額の受取利息額が生ずる、ということを経理的に説明することなどおよそ不可能であらう。そこでは、実質的にみて、受取利息が生じたとは言いがたい。(B - 1) の受取利息にも、「 」を付した所以である。

次に、②第 I 期期首および各期末における金融資産の評価額の有意義性であるが、ここでは、(B - 2) 利息法による割引債の金額および (C - 1) 貸付金の金額 (ただし、(C - 1) は簡便法なので、その正則的処理である (C - 2) を掲げておいた) との比較により、(B - 1) 定額法による割引債の金額の有意義性を検討することにしてしよう。それを一表化すれば、次のようになる (DCF: 割引現在価値)。

図表45

(B - 1) 定額法による割引債の金額

第 I 期期首の割引債額 = 100 : 取得原価又は DCF
 第 I 期期末の割引債額 = $100 + 22 = 122$: ?
 第 II 期期末の割引債額 = $122 + 22 = 144 = 144/1.2^0$: DCF

(B - 2) 利息法による割引債の金額

第 I 期期首の割引債額 = $100 = 144/1.2^2$: DCF
 第 I 期期末の割引債額 = $100 + 20 = 144/1.2$: DCF
 第 II 期期末の割引債額 = $120 + 24 = 144 = 144/1.2^0$: DCF

(C - 2) 貸付金の金額

第 I 期期首の貸付金額 = $100 = 20/1.2 + 120/1.2^2$: DCF
 第 I 期期末の貸付金額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{利払前} = 120 = 20/1.2^0 + 120/1.2 : \text{DCF} \\ \text{利払後} = 100 = 120/1.2 : \text{DCF} \end{array} \right.$
 第 II 期期末の貸付金額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{利払前} = 120 = 120/1.2^0 : \text{DCF} \\ \text{利払後} = 100 = 100/1.2^0 : \text{DCF} \end{array} \right.$

まず利息法による割引債の金額であるが、第 I 期期首・第 I 期期末・第 II 期期末の金額は、上の図表の (B - 2) に示したように、すべて割引現在価値である。また貸付金についても、正則法によれば、利払前と利払後とを分けなければならないが、(C - 2) に示したように、第 I 期期首・第 I 期期末・第 II 期期末の金額は、いずれも、割引現在価値に相当する。このことは、割引債も貸付金も、人間労働力によって生産されたものではなく、したがって、その価格は、生産価格などによって規定されるものではなく、もっぱら将来の期待キャッシュインフローを契約利子率で割引いた割引現在価値によって決定されているいじょう、そして、その契約利子率の獲得を企図しているいじょう、きわめて当然のことなのである。

しかるに、定額法による場合、第 II 期期末の割引債の金額は、割引現在価値ということにならざるを得ないであらう。しかし、第 I 期期首の数値は、割引現在価値とも言えるが、現金支出に

規定された取得原価とも言えるので、意味不明である。さらに、第 I 期期末の数値 ($100 + 22 = 122$) に至っては、取得原価でも割引現在価値でもない。つまり、定額法による割引債の金額は、まったく統一の意味をもっていないと言わざるを得ないのである。

以上のようなふたつの理由により、(B - 1) の定額法では、受取利息が合理的に説明されているとは、とうてい言えない。

そうであれば、利益観としての収益費用観に基づく処理方法では、満期保有目的の金融資産を合理的に説明できないのである。

以上を纏めれば、売買目的有価証券の取得原価評価および満期保有目的金融資産の取得原価評価（および例外としての定額法に基づく評価）を含む取得原価主義会計論は、理論的に成立し得ない、という結論を導いてよいであろう。つまり、利益観としての収益費用観は、純理論的には存在し得ないのである。

(5) 利益観としての収益費用観と資産負債観との区分のメルクマールの問題点

利益観としての収益費用観および利益観としての資産負債観に基づく理論体系は、以上の(3)(4)でみたように、成立し得ない（つまり存在し得ない）ので、その点から、利益観としての収益費用観と利益観としての資産負債観との二項対立は、説明理論としては有意義性が欠如している。しかし、ここでは、さらに、もうひとつ、そもそも、利益観としての収益費用観と利益観としての資産負債観とを分別するためのメルクマールが、理論的に破綻していることにふれておこう。

(i) 区分のメルクマールの内容

利益観としての収益費用観・資産負債観という区分は、松本 [1993] の「終わりに」において突然登場したものなので、それまでの引当金の議論との関連は、明らかではない。したがって、ここでは、単に、その両定義を比較するととどめざるを得ない。そこで、その定義であるが、「ストックの変動に基礎をおく」（松本 [1993] 69ページ）資産負債観に対して、収益費用観というのは、「基礎にある報告企業の経済的資源や義務の変動を反映しないような利益をもたらし、しばしば利益の現実の変動を平均化することによって報告利益を人為的に平準化する結果となっている」（松本 [1993] 69ページ、傍点および下線は笠井）と説明されている。

以上のような表現からするかぎり、資産負債観の特質は「ストックの変動を反映する利益」にあるのに対して、収益費用観のそれは「ストックの変動を反映しない利益」かつ「平準化された利益」にあるということのようである。収益費用観に関する「ストックの変動を反映しない利益」と「平準化された利益」との関係は定かではないが、ここでは、とりあえず度外視しておこう。

松本 [1993] における収益費用観・資産負債観の特質を示せば、次のようになるだろう。

図表46

収益費用観の特質：「ストックの変動を反映しない利益」 + 「平準化された利益」
 資産負債観の特質：「ストックの変動を反映する利益」

そこでは、ストックの変動の反映の有無というメルクマールがひとつの識別の規準になっていることは、明らかであるが、「平準化された利益」というメルクマールの位置づけが、不明である。このままでは議論しづらいので、松本 [1993] の真意に適っているかどうかは分からないが、とりあえず、資産負債観の特質として、「平準化されない利益」を加えておこう。つまり、「ストックの変動の反映の有無」および「平準化の有無」というふたつのメルクマールにより、収益費用観と資産負債観とが識別されていると考えるのである。それを示せば、次のようになる。

図表47

	平準化された利益	平準化されない利益
ストックの変動を反映する利益	[A]	[C] 資産負債観
ストックの変動を反映しない利益	[B] 収益費用観	[D]

松本 [1993] においては、実質的にふたつのメルクマールが存在しているのであるが、一方「平準化された利益」と「ストックの変動を反映しない利益」とが、他方「平準化されない利益」と「ストックの変動を反映する利益」とが、それぞれ一義的に結び付けられている。しかも、こうした結び付きは、松本 [1993] だけではなく、むしろ、一般的見解に共通に見出せる特異性と言ってよいであろう。いずれにしても、その結果、上の図表において、[A] および [D] が、空欄になってしまったのである。

しかし、ここで問題なのは、そうした一義的結び付きの妥当性が、けっして理論的に論証されているわけではないという点である。すなわち、「平準化の有無」ということが、必ず「ストックの変動の反映の有無」に結び付くのであろうか。また仮に結び付くケースでも、それは、必ず [B]・[C] という結び付き方になるのであろうか（つまり、その他の結び付き方は、理論的に存在しないのであろうか）。これらのことが、理論的に否定されているわけではないいじょう、ここで、検討の俎上に載せなければならない。

(ii) メルクマールの問題点

ここでは、まず、平準化の有無とストックの変動の反映の有無とが何らかの形で関係しているケースについて検討しよう。いま売買目的有価証券につき、第Ⅰ期に100で購入し、その時価は、第Ⅰ期期末には120、第Ⅱ期期末には160、売却した第Ⅲ期には170であったとしよう。その場合、収益費用観および資産負債観に基づくと一般にみなされている処理は、次のようになろう（ここでは、一般的理解に従って、売却時には売却損益が生ずるとみなしておこう）。

図表48

	収益費用観	資産負債観
第Ⅰ期購入時	有価証券100, 現金100	有価証券100, 現金100
第Ⅰ期期末	—————	有価証券 20, 保有利得 20
第Ⅱ期期末	—————	有価証券 40, 保有利得 40
第Ⅲ期売却時	現金170, 有価証券100 売却益 70	現金170, 有価証券160 売却益 10

売買目的有価証券の場合には、収益費用観に基づく、第Ⅲ期売却時に全体利益70が一括して計上されるが、資産負債観によれば、その全体利益70は、時価に変動があった期間に分割されるので、第Ⅰ期に20、第Ⅱ期に40、そして第Ⅲ期に10と配分される。この場合、もし平準化された利益なるものがあるとすれば、収益費用観ではなく、むしろ資産負債観であろう。つまり、売買目的有価証券の時価評価に基づく処理（資産負債観の処理）に関しては、「ストックの変動を反映する利益」というメルクマールは、「平準化されない利益」ではなく（図表47の [C] ではなく）、むしろ「平準化された利益」というメルクマールと結び付いている（図表47の [A] に相当する）。つまり、「ストックの変動を反映する利益」と「平準化された利益」とが結び付いているのである。

他方、売買目的有価証券の取得原価評価に基づく処理（収益費用観の処理）に関しては、「ストックの変動を反映しない利益」という特質は、「平準化された利益」とではなく（図表47の [B] ではなく）、むしろ「平準化されない利益」と結び付いている（図表47の [D] に相当する）。つまり、「ストックの変動を反映しない利益」と「平準化されない利益」とが、結び付いている²¹⁾のである。

以上を纏めれば、次のようになる。

図表49

	平準化された利益	平準化されない利益
ストックの変動を反映する利益	[A] 有価証券の時価評価	[C] 資産負債観
ストックの変動を反映しない利益	[B] 収益費用観	[D] 有価証券の原価評価

このように、平準化の有無とストック変動の反映の有無とが何らかの形で関係しているケースについても、その結び付き方は、一般に説かれている図表47に示された [B]・[C] という関係ではない。[A]・[D] という結び付きになっている可能性があるのである。この図表を前提にするかぎり、次の2点に留意すべきである。まず第1に、図表47における収益費用観・資産負債観という二項対立が、理論的に否定されていると考えざるを得ない点である。つまり、一般に説か

21) 本文では、資本貸与活動における金融資産を取り上げたが、価値生産活動に属する商品等にしても、購入時価の変動を認識するいわゆるカレントコスト会計を想起すれば、同じことが言えよう。

れている利益観としての収益費用観と資産負債観という区分は、理論的に成立しない可能性があるということである。そして第2に、「平準化の有無」というメルクマールと「ストック変動の反映の有無」というメルクマールとは、むしろ、別個独立のメルクマールと考えたほうがよいのではないかという点である。つまり、「平準化の有無」だけをメルクマールとして収益費用観・資産負債観を構築するか、「ストック変動の反映の有無」だけをメルクマールとして収益費用観・資産負債観を構築したほうがよいのではないかということである。

次に、収益費用観・資産負債観が「平準化された利益」・「平準化されない利益」というメルクマールだけにかかわっている事例を考えてみよう。繰延資産（擬制資産）、および負債性引当金（擬制負債）の計上の有無が、これに相当するケースであろう。いま、第Ⅰ期期首に広告宣伝費90を現金支出し、その広告効果が3年間（会計期間は1年）あると想定されるので繰延処理をするケース、および第Ⅲ期期末に修繕代金90の現金支出が予定されている特別修繕費を見越処理するケースを取り上げ、それぞれ、「収益費用観」および「資産負債観」に基づく処理を示せば、次のようになる。なお、このケースの収益費用観・資産負債観は、特異な概念内容をもっているため、ここでは、便宜、カッコを付して、「収益費用観」・「資産負債観」と表記することにする。

図表50

(イ) 繰延資産

	「収益費用観」	「資産負債観」
第Ⅰ期期首	繰延資産 90, 現金 90	広告宣伝費90, 現金 90
第Ⅰ期期末	広告宣伝費30, 繰延資産30	—————
第Ⅱ期期末	広告宣伝費30, 繰延資産30	—————
第Ⅲ期期末	広告宣伝費30, 繰延資産30	—————

(ロ) 特別修繕引当金

	「収益費用観」	「資産負債観」
第Ⅰ期期首	修繕費30, 修繕引当金30	—————
第Ⅰ期期末	修繕費30, 修繕引当金30	—————
第Ⅱ期期末	修繕費30, 修繕引当金30	—————
第Ⅲ期期末	修繕引当金90, 現金 90	修繕費90, 現金 90

繰延資産および特別修繕引当金のいずれの場合にも、「収益費用観」は、現金支出額が、その支出時点で費用化されるのではなく、繰延あるいは見越により複数期間に配分されるのに対して、「資産負債観」では、現金支出時に一括的に費用とされている（つまり、「資産負債観」では、現金主義会計的な処理がなされている）。したがって、利益の平準化が、「収益費用観」では、なされているのに対して、「資産負債観」においては、なされているとは言えない。その意味で、たしかに、「収益費用観」および「資産負債観」は、利益の平準化をメルクマールとして区分されていると言ってよいであろう。しかしながら、繰延資産のケースでも特別修繕引当金のケースでも、格別にストックの変動を直接反映するかしないかということと関係しているわけではない。そこ

では、現金支出時点と費用化時点との関係をどう考えるかという点が、問題になっているにすぎない。すなわち、「資産負債観」のように、現金支出をもって費用と考えるかぎり、資産・負債が計上されることはない（したがって、擬制資産・擬制負債が生ずることもない）のに対して、「収益費用観」のように、現金支出と費用との関係を切断するかぎり、現金支出額の繰延あるいは見越が必要になるので、擬制資産あるいは擬制負債（負債性引当金）を計上せざるを得ない、という問題が生じてしまう。利益の平準化は、たしかに、こうした計算擬制項目の存否という問題にはかかわっている。しかし、そこでは、格別にストックの変動が生じているわけではないので、その変動を直接的に反映させるかどうか、という判断にはかかわっていないのである。

以上を示せば、次のようになる。

図表51

	平準化された利益	平準化されない利益
ストックの変動を反映する利益	[A]	[C] 資産負債観
ストックの変動を反映しない利益	[B] 収益費用観	[D]
ストックの変動に無関係な利益 (計算擬制項目の存否にかかわる利益)	負債性引当金・繰延資産の計上 「収益費用観」	現金支出の一括的費用処理 「資産負債観」

この図表を前提にするかぎり、次の2点に留意すべきである。まず第1に、図表47における収益費用観・資産負債観が理論的に否定されているという点である。つまり、計算擬制項目の存否にかかわるこの「収益費用観」・「資産負債観」は、ストックの変動にはかかわっていないいじょう、「ストックの変動の反映の有無」を不可欠のひとつのメルクマールとする一般的な収益費用観・資産負債観によっては、合理的に説明されない。その意味で、一般的な収益費用観・資産負債観という区分は、理論的に成立しないということになりかねないのである。

そして第2は、「利益の平準化の有無」というメルクマールと「ストックの変動の反映の有無」というメルクマールとが、無関係な点である。すなわち、繰延資産・負債性引当金といった計算擬制項目の計上に関しては、収益費用観・資産負債観という分別は、「利益の平準化の有無」というメルクマールとは関連しているが、「ストック変動の反映の有無」というメルクマールとは関連していない。その意味において、「利益の平準化の有無」というメルクマールと「ストック変動の反映の有無」というメルクマールとは、別個独立の関係にあるのである。

図表49および図表51というふたつの事例の検討結果からすれば、次のふたつの知見が得られる。まず第1の知見は、図表47に示される一般的な収益費用観・資産負債観の概念が、理論的に否定されたという点である。すなわち、「利益の平準化の有無」と「ストック変動の反映の有無」というふたつのメルクマールを導入し、かつその要素を一義的に結び付けるといった収益費用観お

よび資産負債観の概念構成では、現実を合理的に説明できないのである。

それでは、収益費用観・資産負債観をどのように概念構成したらよいのであろうか。結論的には、「利益の平準化の有無」と「ストック変動の反映の有無」との強引な結び付けを解き放ち、別個独立のものともみたうえで、そのそれぞれのメルクマールに準拠した収益費用観・資産負債観を別個に構成することが必要になると思われる。これが、第2の知見である。すなわち、第1の事例(図表49)では、「利益の平準化の有無」というメルクマールと「ストック変動の反映の有無」というメルクマールとは、別個独立のメルクマールであることが、示唆されていたが、さらに、この第2の事例(図表51)では、そのふたつのメルクマールが、むしろ無関係であるケースの存在が、判明したのである。このふたつの事例を勘案するかぎり、「利益の平準化の有無」と「ストック変動の反映の有無」とを峻別して、それぞれ別個独立の収益費用観・資産負債観を構成したほうが、理論的に妥当であることを強く示唆しているように思われてならない。

こうした収益費用観・資産負債観の形成は、別稿を期すとして、当面の問題に関するかぎり、以上の理由により、図表47に示されているような、利益観としての収益費用観と資産負債観とを区別するメルクマールには、純理論的には問題があり、ひいては、利益観としての収益費用観と利益観としての資産負債観という二項対立は、理論的には成立し得ないと筆者は考えている。

(6) 現行会計における収益費用観・資産負債観の意義

以上の検討結果によれば、フロー・フロー関係としての収益費用観・資産負債観も、利益観としての収益費用観・資産負債観も、理論的には問題があると言ってよいであろう。それでは、収益費用観・資産負債観という概念は、現行会計において、どのような意義を担っているのだろうか。

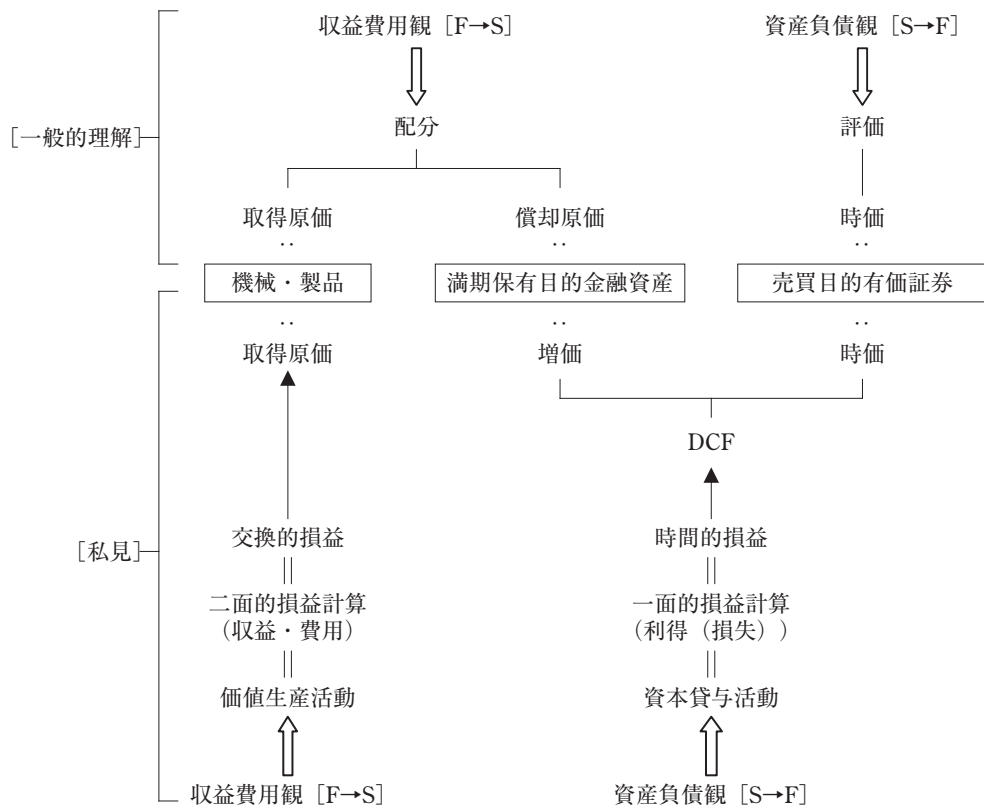
結論的には、計算方式にかかわっているというのが筆者の考えである。ここに計算方式とは、損益計算書(収益・費用・利得(損失))といったフロー要素と貸借対照表(資産・負債等のストック要素)との関係を意味している。いわゆるフローとストックとの関係を意味するこの計算方式には、フロー(費用・収益という損益要素)がストック(資産・負債)を規定する収益費用観([F→S])と、ストック(資産・負債)がフロー(利得(損失))という損益要素を規定する資産負債観([S→F])というふたつの考え方が、対峙している([F:フロー, S:ストック])。

ただし、この二項対立にしても、けっして一意的ではない。すなわち、一般的には、この対立は、配分と評価との区分として理解されているようであるが、ここでは、価値生産活動(充用分資産、外延的にはほぼ事業資産あるいは費用性資産と同義)と資本貸与活動(派遣分資産、外延的には現金を除く金融資産と同義)との区分を意味している。

フローとストックとの関係に関する評価・配分区分と価値生産活動・資本貸与活動区分というこのふたつの考え方の相違を、機械・製品、満期保有目的金融資産、売買目的有価証券の3項目によって端的に示せば、図表52のようになる。

このうち、一般的見解によれば、配分・評価というメルクマールには、今日一般に普及している事業資産・金融資産という資産分類とズレがあること、償却原価の説明に合理性がないこと、

図表52



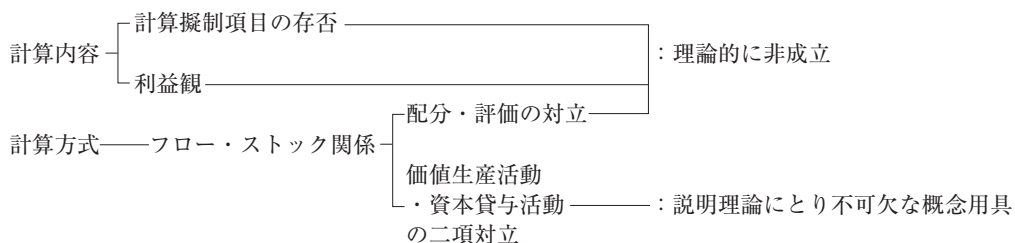
償却原価と取得原価との上位概念が不明なことなどの欠陥があり、理論的に成立しないという問題点があるばかりか、現行会計の変化を合理的に説明できないという問題点も、指摘されなければならない（この点については、笠井 [2011] を参照されたい）。つまり、一般的な理解においては、利益獲得活動としては価値生産活動しか想定されておらず、それを把握する計算方式として、収益費用観が措定されるのである。しかし、それでは、時価変動に対応できないところから、そうした評価を把握する計算方式として資産負債観が導入されたわけである。一般的理解の理論的破綻は、そうした理解の仕方に由来しているのである。

その点、私見は、企業の利益獲得活動には、価値生産活動と資本貸与活動というふたつの異質のものがあり、それに対応して、計算方式も、収益費用観 [F→S] と資産負債観 [S→F] というふたつの異質のものが存在すると考えるのである。そのような計算方式として理解すれば、収益費用観・資産負債観は、現行会計の説明理論において、不可欠な位置を占め得るのである（この点についても、笠井 [2011] を参照されたい）。

× × × × ×

以上を纏めれば、図表53のようになる。

図表53



収益費用観・資産負債観をこのような計算方式として位置づければ、現代会計理論にとり必要不可欠な役割を果たし得る、というのが筆者の結論である。

もっとも、この図表は、松本 [1993] をベースにしているため、「計算抑制項目の存否」, 「利益観」, そして「フロー・ストック関係という計算方式」の三者の関係が、明らかではない。そのかぎりにおいて、未だ不完全であり、いずれ、筆者の視点から十全な図式を描かなければならない。

参 照 文 献

笠井 [2005] : 笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
 笠井 [2010] : 笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅳ』慶應義塾大学出版会
 笠井 [2011] : 笠井昭次稿「資産負債観の説明可能性——総説——」(『三田商学研究』第54巻第1号)
 松本 [1993] : 松本敏史稿「引当金会計に対する二つのアプローチ—— FASB『討議資料』を手掛りとして——」
 『会計』第144巻第6号